

平成31年度 長浜市農業施策に関する意見具申 回答書

平成30年12月17日（月）午後4時00分～

要望項目	1. 担い手の確保と農業振興政策
要望内容	○国による生産調整の見直しに対して、引き続き転作のブロックローテーションを維持できるよう、支援の充実を図ること。また、集落単位だけではなく、生産者規模でのブロックローテーションに対しても、支援を広げること。 ○新規就農者の獲得に向けては、農地の貸借だけでなく農業機械やビニールハウスの貸付け、研修制度の導入、定住に向けた住居の提供（空き家活用）など、関係機関や認定農業者の協力のもと幅広い支援が必要であり、その仕組みづくりを進めること。 ○機械更新が出来ずに廃業する小規模農家が多いことから、これら小規模農家でも使いやすい、低料金の農業機械貸出制度を、JA等と連携して新たに創設すること ○集落内の細かな農地を維持・管理しているのは小規模農家であり、担い手農家だけでは農地の維持・保全は図れず、小規模農家の存在も大切であることから、小規模農家への支援を拡充すること。 ○人・農地プランについては、市内でも取り組む集落が増えてきているが、引き続き当委員会と連携し、積極的に地域への働きかけを行うこと。 ○本市においては、水稻を主として経営する農家が多数を占めているが、依然米価が低い水準で推移する中、経営の安定のため、農家が施設園芸農業や水田活用畑作物等、水稻以外の作物にも安心して取り組めるような施策を講じること。 ○最近の異常気象、特に今年は台風の影響により、本市でも大きな被害があった。特にビニールハウスは、骨組が曲がってしまうと撤去せざるを得ず、撤去・建替え費用が大きな負担となっているため、これら災害被害に対する支援策を新たに講じること。
回 答	○ブロックローテーションにつきましては、これまでから、生産調整の実効性確保とともに、畑作物の品質向上や限りある水利の確保のため推奨をしてきたところです。しかしながら、平成30年からの制度変更により、調整役となる集落の代表の負担が増すなど、ブロックローテーションの維持がさらに困難になることも考えられることから、平成29年度からブロック内に水稻が混在しないよう調整した場合や、麦の播種前契約の締結時期までにブロックローテーションの区域を生産者に通知した場合には、支援の上乗せを行っています。今後は、ご提案いただいた生産者単位のブロックローテーションに限らず、より効果的な地域での生産調整が実施できるよう、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

- 新規就農者の確保につきましては、国の農業次世代投資事業に加え、市の単独事業として年齢枠の拡大や農地借入要件の緩和により支援しております。この制度では、研修生を受け入れる認定農業者も対象としているところです。さらに、集落営農や法人の後継者育成を目指し、農業経営に必要な大型特殊免許などの資格取得について支援するとともに、新規就農者の相談窓口として、関係機関との連携のもと、サポートチームを組織し、相談から指導までの支援体制を整えているところです。
- 経営規模の小さな農業者にとって、特に農業機械の更新は難しいと認識しております。５年前に大きな担い手不在農地が発生した際に、市・県・ＪＡ・農業委員さんが加わった地域の議論の中で、ご提案の農業機械の貸出制度も検討されましたが利用調整などからその実現はハードルが高く、他にも近隣農家による農作業受託支援、農地の集積や作付品種の統一による効率化などが話し合われ、結果として地域の農業者によるサポート体制づくりにつながりました。この経験から現時点では、地域の共助による取り組みが最も有効と考えています。地域の農業課題の特性は様々で、関係機関も加わった地域の話し合いで解決策を見出していくことが重要と考えておりますので、引き続き農業委員さんや推進委員さんにも地域側でのご支援ご協力を賜りたいと考えております。
- 集落内の農地の維持・管理につきましては、小規模農家に大変重要な役割を担っていただいていることから、農村まると保全向上対策や中山間地域直接支払交付金制度を活用した地域ぐるみの取り組みを支援しています。また農業機械の更新などについては、小規模農家も対象となるよう、面積規模要件などの緩和を、引き続き国・県へ強く要望していきたいと考えております。
- 人・農地プランは、５年、１０年後の集落の農業のあり方を検討し、担い手の高齢化や後継者不足など、様々な問題を解決するための手段として、地域が主体となって取り組む事業です。市としましても、地域が人・農地プランを策定されることを、引き続き支援していきたいと考えておりますので、プランの作成や見直しが円滑に進むよう、地域事情に精通した農業委員さんや推進委員さんにも、積極的に地域に働きかけていただきますよう、ご協力をお願いします。

	○本市では、今年度、「長浜市 6 次産業化推進戦略プラン」を策定し、農業者の所得の安定および向上を図るため、加工・販売や新商品の開発など、高付加価値化の取り組みを推進しております。また、「水田野菜・花き栽培生産拡大推進事業」や「園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業」により、農家の所得向上を図るための支援をしているところです。 ○台風 21 号により、ビニールパイプハウスをはじめとする多くの農業用施設に甚大な被害を受けたことから、県下でもいち早く市の単独事業として、被災農業者向け園芸施設用ビニールパイプハウス再建等補助金を創設し、他の市町に比べましても、手厚い支援をしているところです。加えて本制度の創設により、国の被災支援制度を容易に活用できることとなっております。今後も市が目指す 6 次産業化の取り組みなどを通じて、農家の方々の所得の安定と向上を図れるよう、引き続き支援していきたいと考えております。
--	---

要望項目	2. 鳥獣被害防止対策
要望内容	○防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、市・県・JA 等関係機関が連携して、対策を講じること。 ○夜行性の獣に対する、夜間のパトロールや花火の打ち上げ等が、被害防止に有効であるため、これらの活動に対する支援策を講じること。 ○捕獲の実施主体となる狩猟免許保有者の育成、捕獲した獣の焼却処理施設の設置、作業中の事故に対応する保険加入への援助、市による獣害対策器具の貸出など、鳥獣害対策の充実を図ること。
回 答	○これまでも、未設置地域での出前講座や集落環境点検には、農業委員様、県職員、JA 職員が連携し実施してきたところです。課題は、高齢化など担い手不足も要因であるため、ボランティア派遣などの制度活用も検討してまいります。今後も、対策の進んでいない自治会に対しましては、関係機関と連携を図るとともに、県獣害対策アドバイザーの協力も得ながら、集落ぐるみの取り組みを推進してまいります。 ※県獣害対策アドバイザー：北村富生氏、尾崎清氏、JA 職員、共済組合職員

	○集落ぐるみによる対策としまして、夜間パトロールや花火の打ち上げは有効かと考えられますが、花火による発火の危険性や地域のご理解も必要でございます。 なお、市からの支援措置としましては、野生獣を追い払うための用具（花火や電動ガンなど）の購入に対する補助制度や電動ガンの貸し出しを行っているところでございます。 ○有害鳥獣捕獲事業の従事者育成につきましては、後継者確保や捕獲技術の向上・育成などを目的とした支援を平成 30 年度から実施しているところでございます。 焼却処理施設の設置につきましては、全県的な課題であり、市単独での設置運営や維持管理が困難であることから、既に県に対し要望を行っているところでありますが、引き続き、広域的な処理施設の確保を要望してまいります。 自治会の保険加入の援助につきましては、自治会主体の作業であるため、各自治会での対応をお願いいたします。 獣害対策器具の貸し出しにつきましては、追払い用の電動ガン、防護柵設置の際の杭打機の貸し出しを行っております。また、自治会長からのご依頼により、捕獲オリの設置も行っているところでございます。
--	---

要望項目	3. 特産品振興対策
要望内容	○昨年で終了した食味コンクールは、湖北産米の評価を高めることにつながる良い取り組みであったため、ブランド化につなげるためにも、食味コンクールを復活させること。 ○昨今、都心部でジビエ料理を扱う店舗が増加するなど、ジビエブームと言えるものが起きている。このブームを活かし、ジビエの利活用が新たな湖北地域の産業となるような取り組みを行うこと。 ○こんにゃく芋や赤ジソなどは、野生獣に効果のある作物であることから、更に生産拡大を図るため山間部を中心に、引き続き地元への働きかけを進めること。 ○ブランド品の一つとなる要素を持つ、環境こだわり米に対する交付金が一部廃止されたが、琵琶湖を守るため農業者が創意工夫してきた経過を踏まえ、複数取組の復活や、全国共通取組に加えて県や市が独自の項目を設けるなど、継続して支援を行うこと。
回 答	○食味コンクールにつきましては、長浜産コシヒカリの品質向上とブランド力の向上を目的に、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年にわたり実施してきました。3 年間で延べ 4 0 0

	人の農家の方々にご参加いただき、農家の方々の励みとなっていました。今後は、農家の方自らが行う地域や消費者の皆さんと交流できる場づくりを通して、流通の拡大が図れるよう、支援していきたいと考えております。 ○これまでは啓発としまして、市内のイベント等においてジビエを提供する事業者による料理の出店をしていただくなど、交流や体験をとおした広報を行ってきたところでございます。現在、県におきましては、市内の野生獣食肉処理施設を対象に、ジビエの活用を調査検討しており、市におきましては、ジビエが地域資源としての利活用が図れるよう調査研究を行っていききたいと考えております。 ○こんにゃく芋や赤ジソの栽培につきましては、獣害に比較的強い作物として効果が出ていますので、今後も獣害被害の多い中山間地を中心に積極的に取り組まれるように、ＪＡ、県、市で構成する連携組織で検討し、地域に働きかけをしてまいりたいと考えております。 ○環境保全型農業直接支払交付金の複数取組については、平成 29 年度をもって廃止されています。環境保全型農業は、琵琶湖を守るため農業者が創意工夫されてきた取り組みでありますので、県に対して、農業分野の施策としてだけでなく、環境や琵琶湖を守る施策の一つとして、複数取組も含め、効果的な取り組みについては、要望していきたいと考えています。
--	--

要望項目	4. 遊休農地対策と農地の管理
要望内容	○遊休農地の拡大を防ぐため、当委員会を含めた関係機関との連携の強化に努めること。また、文書による管理指導など、遊休農地所有者への指導を強化する取り組みを行うこと。 ○夏場の草刈は大変な重労働でありながら、これを行わないことが耕作放棄にもつながることから、機械の購入や作業の委託に対する支援を行うこと。
回 答	○遊休農地への対応につきましては、貴委員会をはじめ関係機関との連携し、国等の制度を活用し取り組みを進めてまいりました。また、平成 26 年度から市独自に「持続できる遊休農地活用支援事業補助金」を設け、国県の制度と併せて支援することで、5 年間で 933a の遊休農地の解消が図れたところです。農業委員会におかれましては、今年から農業委員さん

	の他に農地利用最適化推進委員さんが任命されており、更なる連携により、遊休農地の解消と拡大防止に努めてまいります。なお、文書指導などにつきましては、従来どおり農業委員会が主体となって実施いただきますようお願いいたします。 ○草刈機械の購入や作業委託につきましては、農村まると保全向上対策や中山間地域直接支払交付金制度におきまして、事業の対象となっています。また、環境保全型農業直接支払交付金におきましても、畦畔の除草作業の取組により交付金が受けられますので、本事業の活用をご検討いただくようお願いいたします。
--	---

要望項目	5. 地元農産物のPR
要望内容	○多くの人がスマートフォンを持ち、インターネットを通じて情報を取得する層が増えていることから、本市農産物の魅力をPRするため、SNS等を利用した情報発信を行うこと。 ○現在は、農業者が地元食材の魅力をアピールでき、消費者とのつながりを持てるようなイベントが非常に少ない。以前に、市・JA共催で行っていた農林水産まつりのような、消費者へPRできる場を新たに設けること。 ○子どもたちに、地元で生産された、安全・安心な野菜を食べてもらうため、学校給食では、地場産野菜を優先して使用されるような仕組みづくりを行うこと。
回答	○SNS等を利用した情報発信につきましては、農業者自らが、リアルタイムに配信することで、その効果が発揮できるものと考えています。市としては、農業者がSNS等について、学習できる環境づくりを関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。 ○市としては、各地域で開催されます地域イベントや道の駅、駅まちテラスなどを広く活用していただき、生産農家さんが連携し、自ら消費者に対し農産物をPRしていただくことについて支援していきたいと考えております。なお、農林水産まつりについては、JA北びわこが「農業まつり」として現在も実施されています。 ○学校給食につきましては、主食の米は長浜市産コシヒカリの一等米を使用されています。主要な野菜については、今年度から給食センターが市内2つに集約され、発注時の数量が多

	くなったことから、1回あたりの発注数量を少なくし、少しでも多くの業者が入札に参加していただけるよう工夫されています。今後は、生産者におきましても、農産物の地産地消に向け、農産物の数量確保と品質の向上を図っていただけるよう、委員の皆さまからも生産者の方に声かけをしていただきますよう、お願いいたします。
--	---

要望項目	6. 国・県への要望について
要望内容	○農業従事者の高齢化が進み、数年先の地域農業の状況も不透明な中で、集落の農地を守る担い手の確保について、支援策を講じること。 ○農業共済制度の見直しにより、収入保険制度が導入されたが、農業所得を確保する観点から、従来の所得補償制度を踏まえた形の制度となるよう、国へ進言すること。 ○日本人の食の根幹となる米を生産するにあたり、安定した農業経営が行えるよう平成30年産米より廃止された直接支払い交付金、及び米価変動補填交付金を復活させること。 ○国の農地集積のテコ入れ策として、農地中間管理機構が設立されたものの、機能が全く果たされていない。特に所有者が望む条件不利地の受け入れ、耕作者が望む農地の面的集積や遊休農地に対する基盤整備の取り組みがなく、従来からの農業経営基盤強化促進法による相対・円滑化事業で十分な状況である。このようなことから県に対し、設立目的が十分に活かされ、地域の状況に合った農地中間管理事業に取り組むよう、強く進言すること。 ○今般の土地改良法の改正により、農地中間管理機構が借り受けた農地については、農業者の同意や費用負担なしに、都道府県が基盤整備事業を実施できるようになった。この制度を活用して、県による基盤整備を進めること。 ○1級河川における竹林、雑木林は、獣の絶好の住処や隠れ場所となっている。また、砂防ダムに土砂が堆積することにより、獣が農地に侵入しやすい環境を作り出していることから、これらの伐採・撤去を行うよう県へ強く要望すること。 ○現在のように、頻繁に補助制度や農業施策が変わるような中においては、新たに農業を始めようとする人が、安心して就農することができない。長期的なビジョンに立った、一貫性のある農業施策を展開すること。 ○繁忙期に、農業法人等の雇用主が、農作業に従事したいと考える働き手の情報を、容易に取得できるような仕組みを構築すること。 ○現在は、担い手に位置づけられる大規模農家や農業法人に支援が集中しているが、集落の狭隘な農地や耕作不利地を守っているのは、その地域の集落営農組織や地元の小規模農家であり、これらへの支援を拡充すること。
回 答	○各項目のうち、担い手確保や小規模農家への支援、農地中間管理事業に関する事業、国における一貫性のある農業施策の

	展開、農業法人等と働き手のマッチングについては、市としても重要であると考えますので、内容を十分検討したうえで、必要な対応をしてまいりたいと考えています。また、1級河川における竹林・雑木林の伐採については、現在も河川管理者である県に要望をしているところです。今後も関係部局と連携しながら、強く要望してまいります。また、収入保険制度につきましては、平成31年から始まる新制度でありますので、今後の制度運用を注視していきたいと考えております。なお、米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金につきましては、それぞれ別の制度に転換され、すでに事業が実施されています。
--	---